

時津町週休2日促進工事（森林土木事業）試行要領

1. 試行目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を促進することを目的とする。

2. 試行方針

①試行適用時期

- 令和7年4月1日以降に起工する工事

②試行対象工事

- 時津町が発注する請負工事（営繕工事以外の工事で、**森林整備保全事業標準歩掛による工事**）において、以下のいずれにも該当しない工事を対象とする。
 - ア. 設計金額が200万円以下の工事
 - イ. 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）
 - ※ 「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」（除雪工事や応急復旧工事）
 - ※ 災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本試行要領の対象工事とする。
- 対象期間には、本工事の実施に必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量など）
- 試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

③試行内容

- 週休2日とは、対象期間において4週8休以上を基本とするが、少なくとも4週5休以上の休日を確保することとし、休日は現場閉所とする。
- 現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - また、以下についても現場閉所日とみなす。
 - ・降雨、降雪等による予定外の現場休工期
 - ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日
- 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

- 下請業者に対しては、協力を依頼する。

④試行方式

- 週休2日促進工事の試行においては、4週8休以上を基本とするが、4週6休以上についても費用の計上を行うこととする。
- 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。
- 労働基準法 第35条（休日）を逸脱してはならない。

（休日）

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

- 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。
- 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認

- 受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。また、実施する場合は、「4週8休」「4週7休」「4週6休」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。
- 実施する場合は、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。
 - ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。
 - イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。
 - ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。
 - 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含まない。
- 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。

- 受注者は、対象期間中、「週休2日促進工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。
- 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- 発注者は、施工中に出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。
- 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. 週休2日促進工事の実施方法

- 入札方式
入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札
- 発注方式

「受注者希望型」

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、実施するもの。

4. 週休2日促進工事实施の推進のための措置

- ① 週休2日促進工事の積算による措置
 - 労務費の補正については、地質調査市場単価は補正の対象としない。
 - 「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により、各パターンの補正に応じた変更契約を行う。当初「4週7休」「4週6休」を選択した場合において、4週8休以上を達成したとしても補正は、当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「4週8休」「4週7休」の現場閉所を目標としたものの閉所状況が目標に満たない場合は、閉所状況に応じたパターンの補正を実施するものとする。なお、4週6休以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。
 - 各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。
 - ア. 「4週8休」：現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。
 - イ. 「4週7休」：現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満の場合。
 - ウ. 「4週6休」：現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満の場合。
 - 補正係数については、下記のとおりとする。

森林整備保全事業標準歩掛による工事

【4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.05
- ・ 機械経費（賃料）：1.04
- ・ 共通仮設費：1.04
- ・ 現場管理費：1.06

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・ 労務費：1.03
- ・ 機械経費（賃料）：1.03
- ・ 共通仮設費：1.03
- ・ 現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・ 労務費：1.01
- ・ 機械経費（賃料）：1.01
- ・ 共通仮設費：1.02
- ・ 現場管理費：1.03

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休 以上 4週7休 未満	4週7休 以上 4週8休 未満	4週8休 以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・ 移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02

吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック 積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01

② 工事工期の措置

- 週休2日促進工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③ 週休2日促進工事拡大に向けた措置

- 週休2日を実施しない場合においても、少なくとも4週5休以上を確保するものとする。
- 受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。
- 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

5. 週休2日促進工事の発注時の対応

- 週休2日工事であることを設計図書（特記仕様書 施工条件明示）に明示する。

【受注者希望型】

週休2日促進工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日促進工事（受注者希望型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとする。

ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休2日は対象期間内において4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

- 3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。
- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6) 4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上 25%未満の場合とする。
各週休パターンにおける補正係数については、次のとおりとする

（森林整備保全事業標準歩掛による工事）

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05
- ・機械経費（賃料）：1.04
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.06

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・労務費：1.03
- ・機械経費（賃料）：1.03
- ・共通仮設費：1.03
- ・現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・労務費：1.01
- ・機械経費（賃料）：1.01
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

- 7) 対象期間中、工事現場に週休2日促進工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、時津町のホームページ（入札・契約情報）をご確認ください。
<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp>